

# 令和6年度

# 町税・各種料金納期一覧表

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税 種別割	国民健康保険税 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	上下水道料金		下水道事業 受益者負担金	備考欄
							北部地区	南部地区		
令和6年4月								3月検針分 4/30まで		
5月		第1期 5/31まで	全期 5/31まで				4月検針分 5/31まで			
6月	第1期 7/1まで							5月検針分 7/1まで	第1期 7/1まで	
7月		第2期 7/31まで		第1期 7/31まで	第1期 7/31まで	第1期 7/31まで	6月検針分 7/31まで			
8月	第2期 9/2まで			第2期 9/2まで	第2期 9/2まで	第2期 9/2まで		7月検針分 9/2まで		
9月				第3期 9/30まで	第3期 9/30まで	第3期 9/30まで	8月検針分 9/30まで		第2期 9/30まで	
10月	第3期 10/31まで			第4期 10/31まで	第4期 10/31まで	第4期 10/31まで		9月検針分 10/31まで		
11月				第5期 12/2まで	第5期 12/2まで	第5期 12/2まで	10月検針分 12/2まで			
12月		第3期 1/6まで		第6期 1/6まで	第6期 1/6まで	第6期 1/6まで		11月検針分 1/6まで	第3期 12/25まで	
令和7年1月	第4期 1/31まで			第7期 1/31まで	第7期 1/31まで	第7期 1/31まで	12月検針分 1/31まで			
2月		第4期 2/28まで		第8期 2/28まで	第8期 2/28まで	第8期 2/28まで		1月検針分 2/28まで	第4期 2/28まで	
3月				第9期 3/31まで	第9期 3/31まで	第9期 3/31まで	2月検針分 3/31まで			
担当課	税務課 ☎ 37-1114				保健福祉課 ☎ 37-1113		水道お客さまセンター ☎ 37-1120 上下水道事業所 ☎ 29-4951			

上下水道料金の地区については、次のとおりです。

**北部** 八手庭・横山・大平・小平・鷲足・山寺・山下・笠野・  
花釜・牛橋・浅生原（一部）・高瀬（一部）・つばめの杜東（一部）

**南部** 浅生原・つばめの杜東・つばめの杜西・高瀬・合戦原・真庭・  
久保間・中山・下郷・町・上平・磯・中浜・新浜・笠野（一部）

※下水道事業受益者負担金は、特定環境保全公共下水道区域内の土地を所有している方に  
下水道整備後3年間賦課されます。

※町税や保険料は、表以外の納期で賦課される場合があります。

※上下水道料金は、税及び保険料と異なり、口座振替日が異なります。口座振替日は  
隔月26日（土日祝日の場合は翌日）となります。

納入は安全で便利な **口座振替** で  
納入は **忘れず遅れず** 期限まで